29年度　公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H29.11.24	H29.12.8	晴海選手村地区計画検討業務委託　報告書本編	198		1					1	1	1	1	1				（２号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに該当するため （３号）法人に関する情報で、当該法人が独自に収集・加工している情報が含まれており、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため （４号）大会時の避難計画に関する情報であって、公にすることにより、テロ等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であるため （５号）選手村の計画に係る検討過程の情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため （６号）大会時の選手村の計画に係る検討過程の情報であって、公にすることにより、今後の選手村仕様新築工事の契約にあたり、適切かつ公正な遂行に支障をきたすおそれがあるため	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課
2	H29.11.28	H29.12.12	選手村開発方針検討支援業務報告書	181		1						1	1	1	1				(3号）IOCと開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアル（開催都市契約大会運営要件を除く）に係る情報であって、これを公にすることにより、IOCの事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (4号）公にすることにより、テロ等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であるため。 （5号）当該事業に関連する関係機関の事業運営に関する情報のうち、未確定な内容、または推測に基づき設定した内容であり、公にすることにより、今後の当該関係機関との検討又は協議の適正な遂行を妨げるおそれがあるため。 (6号）IOCと開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアル（開催都市契約大会運営要件を除く）に係る情報であって、これを公にすることにより、IOCからの信頼を不当に損なうことになると認められるものであり、オリンピック・パラリンピック準備のための都の今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課